

令和6年6月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和6年6月25日（火）午後2時30分～

場所：本庁舎5階 5-1・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和6年6月25日（火）、本庁舎5階5-1・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	落 合 喜 治	1 4 番	加 藤 登
2 番	小 林 正 幸	1 5 番	伊 澤 忠 治
3 番	永 野 良 徳	1 6 番	井 出 茂 康
4 番	田 代 恵美子	1 8 番	北 村 利 夫
6 番	関 根 栄 一	1 9 番	宮 治 政 彦
7 番	齋 藤 義 治	2 0 番	安 藤 康 彦
8 番	井 上 哲 夫	2 2 番	澤 野 孝 行
9 番	上 田 洋 子	2 3 番	平 川 勝 昌
1 0 番	吉 川 誠	2 4 番	神 崎 享 子
1 1 番	飯 田 芳 一	2 5 番	砂 川 耕 介
1 2 番	三 上 健 一		
1 3 番	吉 原 豊		

欠席委員は、次のとおり

5 番	西 山 弘 行	2 1 番	佐 藤 智 哉
1 7 番	漆 原 豊 彦		

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	幸 田	主 幹	坂 間	上級主査	山 澤
事務職員	松 下				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 1 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 1 5 号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について
- 日程第 3 議案第 1 6 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について
- 日程第 4 議案第 1 7 号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 5 報告第 8 号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 6 報告第 9 号 農地の転用事実に関する登記官照会について
- 日程第 7 報告第 1 0 号 藤沢市農業委員会規程第 9 条第 2 項に基づく報告について
- 日程第 8 議案第 1 8 号 令和 7 年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見書について

開会 午後2時35分

事務局（幸田事務局長） お待たせいたしました。ちょっと定刻を過ぎて申しわけありません。

ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数25名、出席者数22名でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を総会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ことは梅雨入りが大分おくれまして、梅雨は農家にとっては必要不可欠なものでございますが、また、猛暑も、暑い日もまた続いているわけでございます。こういうふうなところで自然を相手にする農業ですから、年々、気候温暖化で厳しいというふうな状況が続いておりますが、何かと皆様方も大変かと思えます。

そんな中で、最近ちょっと気になったことがございます。というのは、現在、東京都知事の選挙が行われておりますが、いろいろな人が出て、56人出ているそうです。1人を決めるのに56人出ているわけです。本命の方は5～6人らしいですが、それ以外はほとんどが泡沫候補ということでございますが、この泡沫候補が何でああいうふうなことをやっているのかなということが気になりまして、いろいろ調べてみましたら、あれをビジネスにしているわけですよ。というのは、供託金が300万円だそうです。要するに、300万円払えばポスターを張る位置が確保できるわけです。東京都内、約1,000カ所あるそうですから、それを1カ所1万円で売るそうです。そうすると、1,000カ所×1万円で1,000万円です。ということは、300万円の供託料を払っても700万円もうかるということで、これがいわゆる選挙ビジネスだそうです。

これの一番のところは、公職選挙法ですから、勝手にポスターを剥がせませ

ん。剥がすと違反になりますから。捕まりますから。18日間、本当に宣伝をしてくれるわけです。それを、例えば、新宿や渋谷とか、ああいう繁華街のところに18日間でも1万円を出せば、かなり宣伝になるわけです。そういうことまで今はビジネスになっているそうです。

ビジネスと言えば、農業も大変厳しいんですが、農業は、肥料や農薬、いろいろな物が上がっても、それを価格転嫁できないというのが現状だそうです。ですから、本当に一生懸命つくっても安い価格ということが言われております。片や、そういうふうにならざることを商売にしてしまうと。何か非常に矛盾を感じることもしばしば感じております。

そういうこともございますが、それでは、6月の総会を開催したいと思えます。よろしく御協力のほどお願い申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局（幸田事務局長） 齋藤会長、ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（松下事務職員） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、23番の平川勝昌委員と、24番の神崎享子委員の御両名をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局(山澤上級主査) それでは、「農地法第5条の規定による許可申請について」、説明いたします。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、議案書記載のとおり。譲渡人、住所氏名、議案書記載のとおり。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、遠藤の2筆。地目、議案書記載のとおり。地積、2筆合計424㎡。内容、所有権移転。貸資材置場。農用地区域除外日、平成2年3月31日。第3種農地。以上です。

議長(齋藤義治委員) 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

15番、伊澤委員。

15番(伊澤忠治委員) 資料は1ページをお開きください。

本件の申請地は、市道辻堂駅・遠藤線にある「宝泉寺前」交差点から、南東に約100mの土地になります。

農地の区分は、前面が建築基準法上の道路であり、水道管及び下水道管が埋設されており、近隣には青木歯科医院と慶應義塾湘南藤沢中等部・高等部があるため、「第3種農地」と判断いたしました。

本件は、現在、横浜市にて資材置場を賃借している外構工事業の法人から、不動産賃貸業を営んでいる譲受人に要望があったものです。

要望者は、貸主より現資材置場から立ち退きを要求されており、これを機に仕事の受注が増加している藤沢市や茅ヶ崎市エリアに事務所と資材置場を移設することを希望しております。また、土地の権利は、資金面より売買ではなく賃借にすることをあわせて希望しております。

農地所有者は、譲受人に対し、高齢で当該地を農地として管理できないため売却を希望していることから、譲受人が農地所有者から当該地を購入し、要望者に資材置場として賃借するものです。

申請地は、北東側が農地と駐車場、北西側が駐車場、南東及び南西側が道路になっております。出入口は南東側の一部で、道路側と北東側の一部は、土留め鋼板とブロックを設置し、土砂等の流出を防ぎます。その他については、隣

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。何かございましたら、お願いをいたします。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第17号、番号2及び番号4について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第17号、番号2及び番号4について、承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

（退席委員 入室）

議長（齋藤義治委員） それでは、本議案、番号1及び番号3、番号5から番号7について、事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下事務職員） それでは、説明させていただきます。

番号1は、葛原を中心に343aを耕作する方の更新借受分です。

番号3は、打戻を中心に96aを耕作する方の新規借受分で、当該地では野菜を作付けしていくとのことことです。

番号5は、打戻を中心に32aを耕作する方の更新借受分です。

番号6は、宮原を中心に256aを耕作する方の新規借受分で、当該地では野菜を作付けしていくとのことことです。

番号7は、石川を中心に10aを耕作する方の新規借受分で、当該地では野菜を作付けしていくとのことことです。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第17号、番号1及び番号3、番号5から番号7について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第17号、番号1及び番号3、番号5から番号7について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第5、報告第8号「農地の貸借の合意解約通知について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下事務職員） それでは、説明させていただきます。

番号1、2は、貸主の都合により賃借権を合意解約する旨の通知を受けたものです。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第8号を終了いたします。

次に移ります。

日程第6、報告第9号「農地の転用事実に関する登記官照会について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤上級主査） それでは、「農地の転用事実に関する登記官照会について」を説明します。

資料は11ページをお開きください。

本件は、横浜地方法務局湘南支局の登記官から、地目変更登記をするに当たって、農業委員会へ農地転用事実に関する照会があったものです。

本来、法務局で地目変更登記をするに当たっては、県が発行する転用許可指令書や、農業委員会が発行する非農地証明書を添付する必要がありますが、添付されていない場合、登記官は農業委員会に照会しなければならないことになっております。

照会を受けた農業委員会は、農林水産省構造改善局長通知に基づき、農業委員または農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員により、遅滞なく現況を確認し、原状回復命令を発するか否かについて県の回答を受けて、法務局に回答するものとされております。本件の回答を行ったので、今回報告するものです。

本件は、令和5年9月に登記官より照会があり、昨年10月の総会で報告後、法務局に回答し、その後、申請者より取り下げが行われ、今回改めて同じ申請があったものです。

本件の土地は、引地川にかかる「秋本橋」から南西に約50mの土地になります。この土地は、昭和43年ごろから農業用施設として利用し、現在に至っております。

農地の区分は、前面が建築基準法上の道路であり、水道管及び下水管が埋設されており、近隣には鍛冶山公園と六会市民センター石川分館があるため、「第3種農地」と判断いたしました。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の全てを満たしており、本来、非農地証明の案件ではありますが、今回は登記官からの照会ということで、令和5年10月11日に3名の委員と事務局職員で、また、令和6年6月4日には事務局職員にて現地確認をいずれも行って

日程第 8、議案第 18 号「令和 7 年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見書について」を上程いたします。

施策検討小委員会委員長の井上委員から説明をお願いいたします。

施策検討小委員会委員長（井上哲夫委員） 6 月 12 日に開催いたしました施策検討小委員会において委員長に就任いたしました井上でございます。

農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項に基づいて、市長に提出する「令和 7 年度農地利用最適化推進施策等の改善に係る意見書」を施策検討委員会で取りまとめましたので、総会にお諮りするものです。

それでは、内容につきましては、事務局から説明をお願いします。

事務局（坂間主幹） それでは、事務局から説明させていただきます。

それでは、意見書について、議案書の 15 ページとなります。

表紙は、本市農業の状況や農業委員会の役割等について記載しております。

それでは、表紙について読み上げさせていただきます。

令和 7 年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見書

日頃から、農業委員会の活動に格別の御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、温暖な気候と平坦な地形等の良好な自然条件と、大消費地を控えた有利な立地条件のもとで、野菜、花き、果樹、植木、畜産などの都市型農業が展開されております。

市内に広がる豊かな田園風景は、市民に新鮮で安全な農産物を提供するとともに、緑地空間、防災空間として、また、都市部に住む人にとっては「心のふるさと」として魅力を感じさせてくれます。しかしながら、本市におきましても、農家世帯の高齢化、後継者や担い手不足、遊休農地の増加とともに、有害鳥獣や異常気象等による農作物被害、また、燃料や飼料等の高騰による売上高の減少など、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況となっております。

こうした中、農業委員会といたしましては、「担い手への農地等の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」など、「農地等の利用の最適化の推進」を、関係機関や団体と連携し、より一層努力してまいり所存でございます。

本市農業の輝ける未来に向け、全ての農業者が誇りや希望を持って営農を続けることができるよう、令和7年度の本市の予算編成並びに農業施策に関して、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、次のとおり意見書を提出させていただきます。

次に、意見書の内容について、御説明いたします。

議案書16ページからとなります。

本意見書につきましては、昨年同様4つの大項目で構成されております。

1つ目が「担い手への農地利用の集積・集約化のための施策」、2つ目が「遊休農地の発生防止・解消のための施策」、3つ目が「新規参入の促進のための施策」、18ページをおめぐりいただきまして、4つ目として「その他地域農業の維持・発展のための施策」となっております。

各大項目の下には具体的な施策の提案をさせていただいておりまして、昨年度と同じ提案内容につきましては【継続】、昨年度からの文言等の修正、あるいは内容の追加については【一部新規】、今年度新たに意見提出する内容につきましては【新規】と記載しております。

それでは、16ページをごらんください。

大項目の1つ目「担い手への農地利用の集積・集約化のための施策」。これにつきましては、(1)の「水田の保全に対する支援・助成について」、(2)の「農道や水路等の整備について」、(3)の「地域計画の策定について」の3つの項目で構成されております。これらについてでございますが、いずれも継続となっております。

続きまして、17ページをごらんください。大項目の2つ目「遊休農地の発生防止・解消のための施策」につきましては、「(1)遊休農地の発生防止に

ついて」、「(2) 遊休農地解消における支援について」、「(3) 遊休農地からの被害防除に対する支援について」の3つの項目で構成されております。

まず(1)の「遊休農地の発生防止について」でございますけれども、こちら3行で記載されておりますが、2行目の後半に「更なる課税強化等、」という文言を追加し、一部新規となっております。

(2)の「遊休農地解消における支援について」につきましては継続とさせていただきます、(3)の「遊休農地からの被害防除に対する支援について」ということで、農地に隣接する遊休農地からの草木や竹、また倒木等の撤去への支援を検討することについては新規で掲載してございます。

続きまして、大項目の3つ目「新規参入の促進のための施策」につきましては、「(1) 後継者や新規参入者への支援について」と、「(2) マッチング制度の創設について」の2つの項目で構成されております。

「(1) 後継者の新規参入者への支援について」につきましては、3行目の後段に「新規就農後の数年間の所得補償など」という文言を加え、新規の内容として一部修正しております。

(2)の「マッチング制度の創設」についてでございますが、こちらは継続でございます。

続きまして、18ページをごらんください。大項目の4つ目「その他地域農業の維持・発展のための施策」につきましては、(1)から(8)までの8項目で構成されております。

まず「(1) 地産地消等藤沢産農畜産物の利用促進について」の①②につきましては継続でございます。

「(2) 農業経営への支援について」の①②③④につきましては、こちらも継続となっております。

「(3) 有害鳥獣対策に係る支援について」、「(4) 農業・農地の有益性に関する啓発について」、「(5) 浸水対策について」につきましては、いずれも継続でございます。

「(6) 農業残渣等の廃棄に係る支援について」につきましては、4行目に

なりますけれども、「廃棄物処理における農家支援の方策を検討すること」を新規の内容として一部修正しております。

(7)の「自然災害による農産物等の被害対策」、(8)の「中小規模経営体の支援」につきましては継続となっております。

なお、本総会でこの議案が承認された後は、7月3日に意見書を市長に提出いたしますけれども、当日は、齋藤会長、小林職務代理、井上施策検討小委員会委員長、落合施策検討小委員会副委員長が農業委員会を代表して出席していただくことになっております。

事務局からは以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 説明が終わりました。

何か御意見等はございませんか。

農業は、行政と一緒にタッグを組んでやらなければいけないという部分がありありますので、ぜひとも、何か細かい点でもございましたら、お願いをいたします。

16番（井出茂康委員） 今、自分の地域のことでいろいろと問題があっけてきているところがあって、担い手の農地集積とか、水田というところが非常に取り上げられているので、ありがたいのはありがたいんですが、水田とともに、畑のかん水とかというのはこの中に入らないものでしょうかというところがちょっと。うちのほうは畑のかん水が結構漏れ始めて壊れ始めているので、そういうところも応援していただけないかなと。

議長（齋藤義治委員） 坂間主幹。

事務局（坂間主幹） 今回、皆様、各委員からいただいた意見をもとに小委員会で検討し、こういった形で意見書という形で出させていただきますけれども、この総会において要望があれば、それを入れた形で皆さんの承認をいただきまして、支援を要望するということは可能でございますので、そういうことであれば、この場、お時間がありますので、検討していただいてというところもでございます。

議長（齋藤義治委員） 具体的にはどういうふうなことですか。

16番（井出茂康委員） 具体的に言うと、どうにかなっていると思っていたんですけども、先日、急な総会があって、うちのほうの地区は、比較的大面積に畑から畑かんが全部通っているわけです。その畑のかん水の道路の下の部分のところが漏れていて、水が上に出ているんですね。それをとめちゃうと全面的にとめざるを得ないので、改修するのに結構なお金がかかりそうだとということで、うちのほうもここでまた臨時総会を開く手はずをいろいろととっているんですが、それに対して結構費用がかかりそうなので、そこでどうにか、来年度、再来年度に向けてでも、今回の改修はともかくとしても、この先いろいろとまだ出てくる可能性があるんで、昭和50年ごろにやった工事のそのままのやつなので、この後出てきたときにいろいろとこういう部分で面倒を見ていただくと非常にありがたいなと思ひまして、ちょっと急で申しわけないんですが、という話。

議長（齋藤義治委員） 管理者は誰になっているんですか。

16番（井出茂康委員） 管理者は打戻畑灌水利用組合かな。一応組合があるので。

議長（齋藤義治委員） 何人ぐらいいらっしゃいますか。

16番（井出茂康委員） 先日のちょっとした集会の中で二十数名なんです。地権者として。ただ、今、地権者全員が自分で利用していないので、貸している人と、地権者と、いろいろとこれからまた問い合わせをしようという話を始めたところなんですけれども、ただ、直さないことには水が出ないもので、という話なんです。

議長（齋藤義治委員） 水源は井戸ですか、川ですか。

16番（井出茂康委員） 井戸です。ポンプでポンプアップしてあるんですけども、ポンプアップしてあって、井戸が十数年前の東北の震災のときに揺れたらしくて、それから結構砂を上げちゃうらしいんですよ。隣に井戸を、うちのほうの組合、別の組合、種豚組合があって、豚の会社があって、その井戸を掘り直したのを一緒に使わせていただいている関係もあるんですが、その井戸で今水は出ているんですけども、そこが優先なもので、やっていると、だんだん補修箇所が多くなってきて、今、現状的には出ないんですね。それも直さなけ

ればいけないので、という話なんです。

議長（齋藤義治委員） 今、途中で漏れちゃっているということ。

16番（井出茂康委員） はい、そうです。2カ所ばかり。畑の中なら漏れているのを自分たちで直せるんですけども、道路になると、道路使用をとめるとか、いろいろな許可とか、そういうのも大変なもので。ということでお願い。一緒にやっていただけないかなという感じです。

議長（齋藤義治委員） あとそのほかに。

24番（神崎享子委員） 今、井出さんのお話を聞いて、うちの地区でも、ポンプ場、ポンプからかん水施設、同じことですよ。昭和50年代にやったので、同じようにちょっとふぐあいが出てきています。多分これからほかの地域でも、畑、そういうのが出てくると思いますので、どこの地域に限られたことではないので。水田もそうなんだけど、畑というところでそういう文言を入れておいてほしいです。かん水施設と言うんですかね。

議長（齋藤義治委員） このかん水装置というのは、みんな組合施工か何かでやっているんですか。

24番（神崎享子委員） そう。ポンプで揚げて、それを畑にかん水しているんです。水道だとあつたかくなってしまうので。同じように井戸を掘って。ほかの地区でもどうでしょう。

議長（齋藤義治委員） 新田のほうもそうだね。

14番（加藤登委員） 組合でやっています。

議長（齋藤義治委員） みんな老朽化しているんだ。

14番（加藤登委員） 新田は、何年か前に市から補助をもらって掘り直してやりましたね。

議長（齋藤義治委員） ほかの地区ではどうですか。今回の今言っていた、かん水装置。

10番（吉川 誠委員） 畑ではなく水田の話に戻ってしまいますが、本来、水門を上げて、自然の用水を通して、水田に水を引っ張り込んでいるわけですね。ところが、私どもの宮原耕地、言うならば、目久尻川用排水組合の流れのエリアの

ことなんですけれども、一部、用田堰西側をきた水を、サイホンで目久尻川の下で東側に通していたんですよ。それが河川改修でつぶされてしまったんです。なくなってしまった。そうすると、今度、その下の水田にどうやって水を供給するかというと、井戸を掘ったんですね。井戸には農事用電力がかかります。そうしたら、それで何十年間何とか賄えるねということで、市のほうで補助金でやっていたんですけれども、途中で砂がかんでしまってだめになってしまって、一回それを引き上げて、また直して設置しました。そうすると、その費用が枯渇してしまったわけです。それを排水組合費の中で何とか管理をしようよということで、私が目久尻川排水組合に絡んでいたところは、そういう問題点をいろいろと協議しながら何とか進んでいったんです。それから数十年たっちゃっていますので、その後いかなっているのか、定かではございませんけれども、恐らく、今のようなお話を聞いてくると、電気代が出てこないよ。じゃ、水利費、みんなで上げなきゃいけないねとか、そういう状態になってくるときに、費用が当然枯渇してくるわけです。ということは想像できるわけです。ですから、広い意味で、自然の、例えば、水門の管理でも当然そういったものが生じていくわけなんですけれども、井戸ポンプでやっているような場面に対して、それを農業継続のためにどのような補助の施策が必要であるかということも研究していく必要があるのではないかなと。今ちょっと聞きながら、そんなことを感じました。補足です。申しわけございません。

議長（齋藤義治委員） 何かそのほかに。地域的なものでも結構ですから。

確かに異常気象ですから、水というのはどうしても農業には欠かせないものですから、まして水源が途中で漏水したりしていると大変なあれですから、その辺はどうなんですかね。新田のほうはもう直ったんですか。

14番（加藤登委員） 直しました。管じゃなくて、やはり水が上がらなくなってしまったので、掘り直して、ポンプと、を直しました。

議長（齋藤義治委員） 各地であるんだね。

事務局（幸田事務局長） 実際、私も農業水産課にいたことがあるんですけども、確かに、今、井出委員おっしゃったように、水利組合費も、メンバーもいなくな

ってきて、そこのお金が積み上がっていかないということになると、先ほど新田もありましたけれども、一定の金額を公費で負担をするということは実際ありますから、今の御意見については、改めて、文言も含めて、ここに出すに当たっても、小委員会で農業水産課がいましたから、農業水産課で調整して、文言のほうも追記させていただくような形になるかと思います。

16番（井出茂康委員） よろしくお願ひします。

議長（齋藤義治委員） これは個人的な問題じゃなくて地域的な問題ですから、こういう問題がどんどん市のほうに意見書として出すということは非常に重要かと思うので、ぜひともそういうことはどんどん言っていただきたいと思います。

あと、何かございませんか。

小委員会でも少人数でやっていると、どうしても意見がなかなか広くはできないので、こういう機会で皆さんから聞くということは非常にいいことなので。

あと、よく、田んぼの水路なんかはかなり老朽化しているということもよく聞くんですが、その辺の改修ぐあいはどうなんですかね。大丈夫ですか。宮原のほうの人。

10番（吉川 誠委員） せっかくそういうようなお言葉を頂戴できたので、経過として申し上げられることをちょっとお伝え申し上げます。

宮原耕地の水路というのは、素掘りなんですね。コンクリのところに土留めができていないわけではない。それで、目久尻川用排水組合で年に1回ずつ、水路の浚渫部をある場所を、今年はここをやろう、来年はこっちをやろうという形で、組合員で機械を出したりして、みんなの労力で底ざらいといいますか、浚渫を行って水が通りやすいような状態を維持していくと。まして、例えば、稲作が始まりまして、送水するわけですけども、送水前には1回みんなで集まってかわきり。どこの地区でも同じことだと思います。それを年に2度ほど努めながら、そういうことをしながら、ポンプの問題、どういう状態なのかとか、そういうのをみんなで問題点を共有しながら進んでいるのが現状であります。

ただ、そういうように会員でやっても、みんな高齢化していく中で、い

つまでこれを続けられるんだらうなというふうなため息交じりの声も聞こえながら、みんなで老体にむち打ってやっているという現状でございます。そんなところですよ。

議長（齋藤義治委員） 掘りさらいなんかも高齢化してきてなかなか難しくなっているというのが現状のようですが。

10番（吉川 誠委員） 素掘りですから。例えば、ちょっと意見は違いますけれども、コンクリートで枠になっている。

10番（吉川 誠委員） コンクリートで水路としての枠ができている場合には、ちょっとそこに出ている草とかそういうのを取ったりとか、そういったことでまた流れを回復するという。年に1回やっていけば、結構皆さんが意識を持ちながら、ここ、注意したほうがいいねという点がわかってやっていけるわけです。ところが、素掘りの場合は、どのようになってくるかわからない。その年の天気によっても全然変わってくる。そうすると、そばの農道は冠水してしまっている状態になったりとか、そういったこともまたどこかで補修していかなければいけないねとか、そういうのを見ながら、というのが今の現実の話でございます。

議長（齋藤義治委員） 宮原はあれだけ田んぼが広くあって、素掘りですか。

10番（吉川 誠委員） 素掘りです。西側のほうはコルゲートフリューム管ですずっときているんですよ。倉見境で。東側のほうは素掘りです。一部、昔の、固有名を出して恐縮ですけども、長嶋園さんの下辺りはコンクリートで一部あるんですよけれども、その幅が80センチから90センチなんですね。昔のはその程度しかなかった。今は広いですよ。昔の風景とは大分違っている状態になっているのは事実です。その先は、ブルーベリーを私どもはやらせてもらっていますけれども、開渠ではなく暗渠になっていて、水路が表面に出てこないような場所もあります。それは時代の流れだと思います。そんな状態です。

議長（齋藤義治委員） でも、高倉とか俣野とか、あっちのほうはみんなきちっとできているでしょう。

11番（飯田芳一委員） できています。でも、老朽化しているのは事実ですね。

議長（齋藤義治委員） 老朽化しているよね。掘りさらいは大丈夫ですか。

1 1 番（飯田芳一委員） やっています。

議長（齋藤義治委員） 人手は。

1 1 番（飯田芳一委員） 今のところは大丈夫です。

議長（齋藤義治委員） 今のところは平気ですか。

1 1 番（飯田芳一委員） 大丈夫ですね。まあ、そうですね。やっています。

1 3 番（吉原豊委員） 掘りざらいも年2回やっているんだけど、だんだん高齢化になってきているので、カルバートにして上を塞いじゃって、それでやる方向にするかという話も出ていますね。そうしないと人間が出てこないですよ。でも、まさか素掘りというのは初めて聞いたな。

議長（齋藤義治委員） 何かほかに。

8 番（井上哲夫委員） うちのほうは、原則、欠席すると5, 0 0 0円。そういう意味からして出てくれるということなのかもしれないけれども、おやじがいなければ息子が出てくるという感じだね。

3 番（永野良徳委員） 今、用水の関係が出たので、私ども、打戻機械用水組合と左岸用水組合があるんですね。今おっしゃるとおり、地震等で用水の本体がゆがんだりしているんです。そこから漏れちゃったり。それを役員でセメントでやってみたり、そういうふうにして水利の改善を年2回ですか。

1 1 番（飯田芳一委員） 年1回ですけれども、うちのほうもやっています。土地改良区の組合員が。

3 番（永野良徳委員） あと、川ざらいというか、掘りですね。U字溝ですから、それについては基本的には地権者と耕作者がやるということですから。幸いなことに、打戻というところは慶応大学がありまして、慶応の学生さんが水田を始めている部分があるんですね。それをうまく利用させていただいて、川ざらいというか、掘りざらいのときにはなるだけ出てほしいという形で、かなりの人が出て、非常に助かっているという状況です。そういったものを我々は有効に使わせていただいている。ですから、おかげさまで大分楽になりました。

議長（齋藤義治委員） 人手ということで、きょう午前中、商工会議所の前会頭の田

中さんという方がいらっしゃって、その方に会ってきたんですよ。その方に会ったのは、実は藤沢の土曜会と言って、銀座通りで金魚すくいをやっていたでしょう。ずっと長い金魚すくい。ギネスにも載ったような。長くやっていたんですよ。その方と会っていて、そうしたら、何しろ最近は人手がないと言うんですよ。人手がいて、金魚すくいをどうやってやっていたかといったら、慶応大学と日本大学と相模工大かな、あそこの学生を頼んでいたというんです。そういう学生を頼んでいたんだけど、最近は学生のほうも忙しくなったりして、だんだん手がなくなっちゃったので、ことしから中止したそうです。ですから、本当にこれから人手をどういうふうにするかということは大きな課題だと思いますよ。

3番（永野良徳委員） たまたま私どもの地区におきましては、そういう形で学生が水田を耕作している。それをやるので、皆さんお手伝い願いたいという形でやっていますから、私どもは非常に楽になったなという形です。

議長（齋藤義治委員） どういうことでも、これからいろいろな団体で何かやる時には本当に人手が大変だと思うので、その辺もいろいろな考え方をしていきたいなと思っています。

そのほかにも何かございますか。

1番（落合喜治委員） さっき、地震によって不具合が出たという話なんですけれども、東日本大震災が起こってから13年過ぎておりますけれども、復興のための税金というか、そういうのをまだ払っていると思うんですけれども、その辺の予算を引きずり込むということはできないのかなと、ふと思いました。

議長（齋藤義治委員） 復興税というのはまだ大分先まで払います。

13番（吉原豊委員） まだ取っているんだ。

議長（齋藤義治委員） 取っていますよ。確定申告書のところにありますよ。

事務局（山澤上級主査） 今、森林環境税。

1番（落合喜治委員） 茨城とかで焼却場に使ったとか、いろんな話をテレビでもやっていますけれども、それよりもよほどまっとうな使い方だと思うんですね。地震によってふぐあいが発生した水路管を直すということであれば。

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)